

平成22年9月15日（水曜日）

議 事 日 程

平成22年9月15日 午前9時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 舟橋村ひとり親家庭等医療費助成に関する条例一部改正の件
日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求める件
日程第5 議案第3号 平成22年度舟橋村一般会計補正予算（第3号）
日程第6 議案第4号 平成22年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第7 報告第1号 平成21年度健全化判断比率及び資金不足比率報告書
-

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員（8名）

- | | |
|----|--------|
| 1番 | 野村信夫君 |
| 2番 | 明和善一郎君 |
| 3番 | 山崎知信君 |
| 4番 | 川崎和夫君 |
| 5番 | 竹島貴行君 |
| 6番 | 前原英石君 |
| 7番 | 嶋田富士夫君 |
| 8番 | 竹島ユリ子君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村 長	金 森 勝 雄 君
副 村 長	古 越 邦 男 君
総 務 課 長	
教 育 長	塩 原 勝 君
生活環境課長	高 畠 宗 明 君
総務課主幹	松 本 良 樹 君
会計管理者	吉 田 昭 博 君
代表監査委員	野 村 厚 壽 君

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	田 中 勝
---------	-------

午前 9時00分 開会

開 会 の 宣 告

議長（竹島ユリ子君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、平成22年9月舟橋村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

議長（竹島ユリ子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

7番 嶋田 富士夫 君

1番 野村 信夫 君

を指名します。

会 期 決 定

議長（竹島ユリ子君） 日程第2 会期決定について議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの3日間とし、審議終了までとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月17日審議終了までとすることに決定しました。

議 案 第 1 号 から 報 告 第 1 号 まで

議長（竹島ユリ子君） 日程第3 議案第1号 舟橋村ひとり親家庭等医療費助成に関する条例一部改正の件、日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求める件、日程第5 議案第3号 平成22年度舟橋村一般会計補正予算（第3号）、日程第6 議案第4号 平成22年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第7 報告第1号 平成21年度健全化判断比率及び資金不足比率報告書まで5案件を一括議

題とし、提案理由の説明を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。

したがって、日程第3 議案第1号から日程第7 報告第1号まで5案件を一括議題とし、提案理由の説明を求めることに決定いたしました。

（提案理由の説明）

議長（竹島ユリ子君） 提案理由の説明を求めます。

村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） おはようございます。

本日、平成22年9月定例村議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私とも大変ご多忙の中ご出席を賜り深く感謝申し上げます。

本定例会に提案いたしました案件に先立ちまして、所信の一端を申し上げます。

まず、9月1日告示、昨日14日に開票されました民主党代表選挙は、菅直人氏が再選され、今後も引き続き、国政運営を担っていくこととなりました。財政再建や社会保障また経済政策等非常に厳しい社会情勢の中で、今後の菅総理の手腕に期待を寄せるものであります。

また、今回の民主党代表選挙の小沢・菅両氏の討論の中で、重要施策と位置づけされました「地域主権改革」についてであります。ご存じのとおり、「地域主権改革」とは、明治以来の中央集権体質から脱却し、国と地方公共団体の関係を国が地方に優越する上下の関係から対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換し、国民が地域の住民として、自ら暮らす地域のあり方について自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づく改革であります。

また、「地域主権改革」は、国から地方への権限や財源の移転を伴う改革であり、今回の代表選討論でも、各省庁ごとに配分する「ひもつき補助金」を再編統合し、地方が自由に使える「一括交付金化」について論じられましたが、地方にとっての歳入減の懸念や既得権益を奪われる官僚の反発など、多くの課題を残しているのも事実であり、今後の国の動向を注視していかなければいけません。

しかしながら、「地域主権改革」は着実に進み始めており、本村におきましても、住

民・地域・行政による協働型まちづくりをより一層推進していかなければなりません。国の「地域主権改革」に対応するためには、まず地域が地域主権制度を受け入れられる体制の強化を図ることが必要であり、そのためには、住民と行政が協力しながらまちづくりを進めることが最重要課題であると考えております。

次に、9月4日に実施いたしました富山県総合防災訓練についてであります。

今回の訓練は、村内全域より、総勢210名余の皆さんのご参加をいただきまして大規模な訓練となりました。

訓練は、魚津断層帯を震源とするマグニチュード7.3の地震が発生し、本村において震度6強を記録したという想定のもと、家庭での行動、自主避難、隣近所での行動等いわゆる第一次避難、地域での行動では、第二次避難所の舟橋小学校への避難等自治会組織を中心として、具体的に行動する避難訓練を実施すると同時に、東芦原団地内におきまして、消雪用地下水を活用して飲料水を確保する訓練を行ったのであります。

村消防団や社会福祉協議会など、多くの関係機関のご協力を得まして実施したものであり、訓練を通して、災害時の応急対策や被害の拡大防止対策など、防災意識の普及啓発が図られたものと考えております。また、村といたしましては、今後とも「備えあれば憂いなし」ということわざを大切にいたしまして、災害対策に鋭意努力してまいり所存であります。

次に、平成22年産県内産米の状況についてであります。

水稻につきましては、年度当初、冷夏による作況が懸念されておりましたが、好天に恵まれたことから、順調に生育し、農林水産省の発表によれば、県内産米の作柄は「やや良」となっており、アルプス米における初検査においても良品質であると伺っております。

しかしながら、アルプス農協の平成22年産出荷契約米60キロ当たりの概算金は、昨年の1万3,000円に対し、今年は2,000円も下がった1万1,000円となっております。幸いなことに、米価下落部分は、今年度からスタートいたしました戸別所得補償モデル制度、本村の加入状況は、一般農家95件、営農組合2件、合計97件中、一般農家94件、営農組合2件、合計96件、率にして99%が加入しております。この新制度により所得補償されますが、最も重要なことは、稲作本来の生産費が米価に反映されることであり、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

それでは、本日提案いたしました案件につきましてご説明申し上げます。

議案第1号 舟橋村ひとり親家庭等医療費助成に関する条例一部改正の件につきましては、児童扶養手当法が改正され、父子家庭が追加されたものでございますが、8月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第2号 専決処分の承認を求める件につきましては、地方自治法第179条第1項により予算案件1件を専決処分いたしましたので、同条第3項により承認を求めるものであります。

議案第3号 平成22年度舟橋村一般会計補正予算(第3号)につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ1億2,245万6,000円を追加し、予算の総額を15億5,771万1,000円とするものであります。

今回の補正は、共済組合追加費用の負担率の変更に伴う109万6,000円の増額、舟橋村J-ALERT伝送及び住民告知システム工事に係る費用といたしまして7,584万2,000円、平成24年度固定資産評価替えに係る標準宅地の鑑定評価業務費141万2,000円、デイサービスセンタースプリンクラー設置事業費2,401万円、保育所屋上化粧フレーム改修工事費147万円、東芦原地内排水路改修事業241万5,000円、村道舟橋北部線改良事業費1,083万6,000円、村道上国重線道路改良測量設計業務費332万円等であります。これに要する財源といたしましては、防災基盤整備事業債5,660万円、前年度繰越金6,582万3,000円を充てております。

議案第4号 平成22年度舟橋村国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ36万9,000円を追加し、予算の総額を1億6,386万5,000円とするものであります。

今回の補正は、被保証カード用目隠しシール代15万8,000円、支払基金及び国庫支出金返還金21万1,000円であります。これに要する財源といたしまして、前年度繰越金を充てております。

報告第1号 平成21年度健全化判断比率及び資金不足比率報告書の件につきましては、地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成21年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見書を付して報告するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、何とぞ慎重審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

よろしくお願ひ申し上げます。

議長（竹島ヨリ子君） 提案理由の説明が終わりました。

散 会 の 宣 告

議長（竹島ヨリ子君） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午前 9時15分 散会